



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年11月17日火曜日 第2118号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... 994
 医師の指定..... 994
 指定医師の所在地の変更..... 994
 指定医師の辞退の届出..... 995
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... 995
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 995
 建設業者の許可の取消し.....1000
 町営土地改良事業の施行の同意.....1000

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....1001

選挙管理委員会告示

政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正.....1001
不在者投票のできる施設の指定.....1002

公営企業訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令.....1002

正 誤

平成20年9月26日付け第2002号外1別記(政治団体の収支報告書の要旨の公表)中.....1003
平成21年9月30日付け第2104号外2別記(政治団体の収支報告書の要旨の公表)中.....1003

告 示

○愛媛県告示第1392号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、平成21年10月28日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成21年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
13	株式会社 伊予銀行	1 売りさばき所 南宇和郡愛南町御荘平城3636番1 株式会社伊予銀行 愛南支店	1 売りさばき所 南宇和郡愛南町城辺甲2067番地 株式会社伊予銀行 城辺支店

○愛媛県告示第1393号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成21年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	医療法人縋愛会石川病院	大北真哉	四国中央市上分町732-1	平成21年11月1日
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人聖ベテスタ会新居浜青洲病院	佐伯和彦	新居浜市土橋2-2-2	平成21年11月1日
肢体不自由・心臓・呼吸器・小腸機能障害	外科・胃腸科	上甲外科麻酔科	上甲秀樹	宇和島市寄松甲230-1	平成21年11月1日

○愛媛県告示第1394号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成21年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
今川 弘	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	医療法人縋愛会石川病院	四国中央市上分町732-1	平成21年10月16日

○愛媛県告示第1395号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成21年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由・音声・言語機能障害	脳神経外科	医療法人愛媛会石川病院	原 慶次郎	四国中央市上分町732 - 1	平成21年9月30日

○愛媛県告示第1396号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成21年11月17日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人		変更事項		変更許可年月日
	住所	氏名又は名称	新	旧	
松第62号	松山市森松町684番地1	指定金融機関 伊予銀行 森松支店	売りさばき人 松山市森松町684番地1 指定金融機関 伊予銀行 森松支店 売さばき所 松山市森松町684番地1	売りさばき人 松山市森松町523番地 指定金融機関 伊予銀行 森松支店 売さばき所 松山市森松町523番地	平成20年7月22日

○愛媛県告示第1397号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年11月17日

愛媛県今治保健所長 上田 昭

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
蒼社染工株式会社
今治市祇園町三丁目2番59号
代表取締役 越智 勝正
- 事業場の名称及び所在地
蒼社染工株式会社
今治市祇園町三丁目2番59号
- 特定施設に関する事項
(1) 20kgオーバーマイヤー（No21）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能力	1回あたり20キログラム
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間歇
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間

特定施設の使用の季節の変動の概要		無し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～11.0 最大 6.0～12.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150 最大 180
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 80 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 40
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 8 最大 8

- 150kg晒しそう（No22）

特定施設の種類	政令別表第1第19号 八 原料浸せき施設
特定施設の能力	1回あたり150キログラム
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 172 最大 215
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 185 最大 188
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 62 最大 75
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 100 最大 100	

(3) 5kgワッシャー水洗機 (No23)

特定施設の種類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり5キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 180
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8 最大 8
------------------------	--------------

(4) 10kgワッシャー水洗機 (No24)

特定施設の種類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり10キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 180
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 16 最大 16	

(5) 200kgワッシャー水洗機 (No25)

特定施設の種類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり200キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 180
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 320 最大 320

(6) 100kg液流染色機 (No26)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能力	1回あたり100キログラム
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間歇
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 80 最大 80

(7) 200kg液流染色機 (No27~31)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能力	1回あたり200キログラム
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間歇
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 160 最大 160

(8) 5kgチーズ染色機 (No32)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能力	1回あたり5キログラム
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間歇
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 2 最大 2

(9) 15kgチーズ染色機 (No33~37)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり15キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4 最大 4

(10) 50kgチーズ染色機 (No38)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり50キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 50 最大 50

(11) 100kgチーズ染色機 (No39)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり100キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 100 最大 100

(12) 200kgチーズ染色機 (No40~43)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり200キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用时间	10時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 200 最大 200

(13) 80kgチーズ染色機 (No44)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり80キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用时间	10時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 80 最大 80

4 汚水等の処理施設に関する事項

No.1 排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年12月20日
処 理 施 設 の 種 類	生物処理、化学処理
処 理 施 設 の 型 式	散水ろ床法、活性汚泥処理、pH調整
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦14.1メートル、横6.25メートル、高さ5メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,800立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	散水ろ床法、活性汚泥処理、pH調整
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~11.0 最大 6.0~12.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 45 最大 55
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 150	通常 36 最大 41
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 20 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 5.0 最大 8.0
	通常 2,999 最大 3,499	通常 2,999 最大 3,499	通常 2,999 最大 3,499

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 55
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 41
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 8.0
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,999 最大 3,499

備考 その他に雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第1398号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年11月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般・特-20)第1640号	平成20年11月26日	マルミ通信機器(株)	島田 保廣	松山市南吉田町1510-1	平成21年10月6日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第11415号	平成19年2月7日	(有)西川組	西川 秀親	松山市畑寺3-6-27	平成21年10月9日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(特-19)第1247号	平成19年7月13日	砂本建設(株)	砂本 義則	松山市中西外623-2	平成21年10月13日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-17)第9783号	平成17年5月16日	三和建设(株)	井上 紘	松山市吉藤2-1-36	平成21年10月14日	建築工事業	建設業の廃止
(般-18)第12029号	平成18年6月15日	(株)キド工業	城戸 弘行	松山市平井町3248-3	平成21年10月22日	建築工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1399号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・宮ノ下地区)の施行に平成21年11月9日同意した。

平成21年11月17日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

訓 令

○愛媛県訓令第26号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年11月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項						別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者					知 事	専決者	
				部 長	局 長					室 長	部 長
職 員 厚 生 室	1 退職 手当に 関する 事務	1 退職手当の支給に関するこ と（ <u>愛媛県職員退職手当条例 及び技能労務職員の給与の種 類及び基準を定める条例</u> ）。				職 員 厚 生 室	1 退職手当_____に関するこ と（ <u>愛媛県退職手当条例及び 技能労務職員の退職手当に関 する規程_____</u> ）。				
		(1)・(2) 省略									
		2 退職手当の支給制限等に関 すること（ <u>愛媛県職員退職手 当条例及び技能労務職員の給 与の種類及び基準を定める条 例</u> ）。									
		(1) 支給制限、支払差止め、 <u>返納命令及び納付命令の処 分の決定</u>	—								
	(2) <u>人事委員会への諮問</u>		—								
2～4 省略						2～4 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、愛媛政治経済研究会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成21年9月愛媛県選挙管理委員会告示第49号）別記の一部を次のとおり訂正する。

平成21年11月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成20年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 愛媛政治経済研究会

報告年月日 H21.3.11

1 収入総額	1,280,942円
前年繰越額	1,279,061円
本年収入額	1,881円
2 支出総額	200,525円
3 翌年繰越額	1,080,417円
4 本年収入の内訳	
その他の収入	1,881円
1件10万円未満のもの	1,881円
5 支出の内訳	
政治活動費	200,525円
調査研究費	100,000円
寄附・交付金	100,000円
その他の経費	525円

(訂正前)

政治団体の名称 愛媛政治経済研究会

報告年月日 H21.3.11

1 収入総額	1,280,942円
前年繰越額	1,279,061円
本年収入額	1,881円
2 支出総額	200,525円
3 翌年繰越額	1,080,417円
4 本年収入の内訳	
その他の収入	1,881円
1件10万円未満のもの	1,881円
5 支出の内訳	
政治活動費	200,525円
寄附・交付金	200,000円
その他の経費	525円

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成21年11月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

施設の種別	施設の名称	所在地
有料老人ホーム	有料老人ホーム サンリベラル道 後	松山市末町甲56番地1

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第5号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年11月17日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			管理者	専決者	
				局長	課長
総務課	1～8 省略				
	9 給与等に関する事務	1・2 省略			
		3 退職手当の支給に関する こと（ <u>愛媛県職員退職手当 条例及び給与条例</u> _____）。			
		(1) <u>支給</u> _____ の決定			
		ア・イ 省略			
		(2) 省略			
	4 <u>退職手当の支給制限等に 関すること（<u>愛媛県職員退 職手当条例及び給与条例</u>）。</u>				
(1) <u>支給制限、支払止め、 返納命令及び納付命令の 処分の決定</u>	—				
(2) <u>人事委員会への諮問</u>		—			
5 省略					
10～14 省略					
省略					

改 正 前

別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			管理者	専決者	
				局長	課長
総務課	1～8 省略				
	9 給与等に関する事務	1・2 省略			
		3 退職手当_____に関する こと（ <u>愛媛県退職手当条例 及び技能労務職員の退職手 当に関する規程</u> ）。			
		(1) <u>退職手当支給</u> の決定			
		ア・イ 省略			
		(2) 省略			
	4 省略				
10～14 省略					
省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成20年9月26日付け第2002号外1別記（政治団体の収支報告書の要旨の公表）中

ページ	箇所	誤	正
32	右段 下から20行目	5,898,500円	58,985,000円

○正 誤

平成21年9月30日付け第2104号外2別記（政治団体の収支報告書の要旨の公表）中

ページ	箇所	誤	正
14	右段 下から3行目	1,800,000円	18,000,000円
14	右段 下から2行目	1,800,000円	18,000,000円